

国際連合

抗議行動に関する通知

2004年9月8日

国連ハウス敷地内において抗議行動中の人々に対して手渡された2004年8月12日、13日、17日そして24日付け別添4件の通知に関連し、

国連ハウス敷地内において抗議行動を実行している方々へ、下記のとおり勧告いたします。

国連の方針として、建物内または敷地内への侵入、徘徊、組織的デモや座り込み、プラカードないし旗などの無断掲示、拡声器の使用またはそのほかの同様な活動は一切厳禁されています。日本政府は、1976年に現行の法律法規の下、国連ハウスの敷地に許可を得ずに侵入しようとしたり、または、その近辺において国連ハウスの活動を故意に妨害しようとする個人または団体から、国連ハウスの敷地を最善の方法を用いて守ることに合意しています。

2004年7月13日以降、敷地内において国連職員および訪問者を守るため確実な追加的安全対策を執ることが必要となっています。この種の対策に関するいくつかの公告は、既に国連ハウス敷地内に掲示されています。

国際連合が特に憂慮していることは、抗議行動実行中の家族の中に、幼児・児童を抗議行動に加えている家族があることです。このグループの大人に対して、この種の抗議活動に幼児・児童を巻き込むことは、彼らの安寧を脅かし不適切なだけでなく、彼らの精神的・肉体的健康にも悪い影響を及ぼすものであるということを忠告しています。国際連合はさらに、このような悪天候の状況の下での抗議行動の継続は、抗議行動に係わる全ての関係者が重大な危険に陥るおそれがあることを非常に懸念しています。国際連合は、抗議行動者および行動者の持ち物にいかなる危害や危険が発生しても、一切責任も義務も負うことができません。

以上の点を踏まえ国際連合は、国連ハウス敷地内において抗議行動を行っている方々へ、敷地外への穏やかで、速やかな撤退を勧告します。この要請に従って行動が行われない場合、遺憾ながら日本政府当局へ援助を求める以外、他に手段が無いことをここに明記します。

(非公式日本語訳)